

全 建 事 発 第 122 号

令 和 5 年 2 月 14 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 奥 村 太 加 典

[公 印 省 略]

公共事業労務費調査（令和4年10月調査）の実施報告について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査（令和4年10月調査）の実施について」（令和4年6月30日付け国不建キ第11号）をもって、国土交通省より依頼があり、ご対応いただいておりますが、この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し、別添のとおり国土交通省より周知依頼がありました。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和4年12月1日付け国不建推第53号・国不専建第44号）、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」（令和4年12月1日付け国不建キ第34号）等をもって、労働者に支払われない会社負担の諸経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解し、適正な取扱いが図られるよう周知協力、重ねて下記の事項について、国土交通省より貴会会員企業に対する周知徹底の依頼がございました。

併せて、本調査の目的である建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、国土交通省より貴会会員企業に対する周知徹底の依頼もございました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内8時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割

増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが必要であること。

【添付資料】

- ・別紙 国土交通省周知依頼文
- ・(参考) 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

以上

(担当) 事業部 事業企画課 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

e-mail: jigyo@zenken-net.or.jp